

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月26日
【発行者の名称】	クリニファー株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸田 晃平
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区大手前一丁目 7 番31号 OMMビル 5 階
【電話番号】	06-6941-0232（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員財務管理ユニット本部長 越光 滋
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	クリニファー株式会社 https://cliniphar.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期(中間)	第8期	第9期
会計期間	自2025年4月1日 至2025年9月30日	自2023年4月1日 至2024年3月31日	自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高 (千円)	1,857,938	3,526,310	3,585,611
経常利益 (千円)	82,729	172,153	175,840
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円) (△)	82,723	△613,401	190,260
中間包括利益又は包括利益 (千円)	142,150	△640,065	147,758
純資産額 (千円)	1,158,207	868,299	1,016,057
総資産額 (千円)	2,465,975	2,279,901	2,662,045
1株当たり純資産額 (円)	1,158.21	868.30	1,016.06
1株当たり中間(当期)純利益又は1株当 たり当期純損失 (△) (円)	82.72	△613.40	190.26
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純 利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	47.0	38.1	38.2
自己資本利益率 (%)	7.6	△51.6	20.2
株価収益率 (倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	94,657	87,616	96,487
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	253,881	△388,468	△341,798
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△340,802	△2,435	193,406
現金及び現金同等物の中間(期末)残高 (千円)	1,150,261	1,193,947	1,142,519
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	13 (13)	15 (15)	15 (12)

- (注) 1. 当社は第10期(中間)より中間連結財務諸表を作成しております。
2. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第9期及び第10期(中間)の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は連結グループ就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。
5. 2024年11月28日付で普通株式1株につき500株及び2025年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これらの株式分割が第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益又1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
6. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第9期の連結財務諸表について、監査法人FRIQの監査を受けておりますが、第8期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第10期(中間)の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人FRIQの期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
医薬品卸売事業	13	(14)
合計	13	(14)

- (注) 1. 従業員数は連結グループ就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 上表には使用人兼務取締役は含んでおりません。
3. 当社グループは医薬品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年11月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
4（1）	47	3.6	5,391

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、臨時従業員の給与は含まれておりません。
3. 上表には使用人兼務取締役は含んでおりません。
4. 当社グループは医薬品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における国内経済は、コロナ禍の影響がほぼ解消され、経済活動が本格的に回復する中、消費・投資ともに緩やかに持ち直す状況となりました。一方で、円安や資源価格の高止まり、国際情勢の不安定さなど、企業活動を取り巻く外部環境は依然として不透明さを残しています。医療業界では、少子高齢化に伴う医薬品需要の増加や電子処方箋の普及が進み、業界全体でデジタル化対応や効率化の重要性が一層高まりました。

こうした環境のもと、当社グループの国内事業は、薬価改定に伴う最低薬価の引上げや顧客ニーズの高い商品の安定供給が収益を押し上げ、卸売業者向け販売の拡大も寄与しました。一方で、調剤薬局や開業医向け販売は一部伸び悩みが見られたものの、全体として売上・利益とも堅調に推移しました。

海外事業については、前半は競合による受注減や中東地域での紛争の影響から輸送の停滞が発生し、出荷計画に遅れが生じました。しかし8月以降は、出荷体制の正常化や利益率の高い大口案件の成約が進み、売上・利益ともに復調の兆しが現れています。

さらに、医薬品メーカーとの新規仕入契約を進め、供給網の多様化を図ったことにより、受注対応力の確保につながりました。また、会員制ECサイトについては、国内外ともに登録者数が前年同期比で大幅に増加し、顧客基盤の拡大と販売チャネルの充実が進展しました。

その結果、売上高は1,857,938千円、営業利益は76,308千円、経常利益は82,729千円、親会社株主に帰属する中間純利益は82,723千円となりました。なお、当社グループは、医薬品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。また、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は1,150,261千円となり、前連結会計年度末に比べ7,742千円増加しました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は94,657千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益82,729千円、減価償却費16,238千円を計上したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は253,881千円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出20,000千円があった一方、投資有価証券の売却による収入279,439千円があったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は340,802千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出339,998千円があったことによります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態を取らないため、該当記載を省略しております。

(2) 受注実績

上記「(1) 生産実績」と同様の理由により、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（％）
医薬品卸売事業	1,857,938	—
合計	1,857,938	—

（注） 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10％以上となる相手先がないため記載を省略しております。

2. 当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、2025年9月12日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、販売業等の許可書及び当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) 販売業等の許可について

当社グループは、医薬品卸売販売業者として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」といいます。）の規制を受けており、医薬品の販売には各都道府県知事からの許可が必要です。この許可の取得および維持は、当社グループの事業継続にとって最重要課題の一つであり、許可が取り消しとなった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

医薬品卸売販売業の許可取得および維持には、適切な構造設備（衛生的で安全な保管設備等）の整備、資格を有する管理者の配置、適切な販売体制の整備など、厳格な要件を満たす必要があります。これらの要件を満たさない場合や、欠格事由に該当する場合、法令違反があった場合には、許可が取り消される可能性があります。また、当社グループは、薬機法をはじめとする関連法規の遵守が求められており、法令違反が発生した場合には許可取消のリスクがあります。さらに、医薬品の品質管理や安全管理に問題が生じた場合も、同様のリスクが存在します。医薬品卸売販売業許可の有効期間は6年であり、更新時に要件を満たさない場合、更新できない可能性があります。このため、常に許可要件を満たす体制を維持し、適切に更新手続きを行う必要があります。

本発行者情報公表日現在、当社グループは、免許及び許可の要件、各法令の遵守に努めており、免許及び許可の取消事由に該当する事実はございません。

なお、当社の許認可等の有効期間、その他法令により定められているものは下表のとおりであります。

(光成薬品株式会社)

許認可等の名称	登録番号	有効期限	関連法令	許認可等の取消事由
医薬品販売業許可（卸売販売業（小規模卸））	第B12362号	2025年2月25日～ 2031年2月24日	薬機法	同法第75条
高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可	第24N00253号	2025年2月25日～ 2031年2月24日	薬機法	同法第75条
動物用医薬品卸売販売業許可	第I-1774号	2025年5月22日～ 2031年5月21日	薬機法	同法第75条
毒物劇物一般販売業登録	第24H00096号	2025年2月25日～ 2031年2月24日	毒物及び劇物取締法	同法第19条

(クリニファー株式会社)

許認可等の名称	登録番号	有効期限	関連法令	許認可等の取消事由
医薬品販売業許可（卸売販売業（小規模卸））	第B14949号	2025年9月17日～ 2031年9月16日	薬機法	同法第75条
高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可	第25N00141号	2025年10月10日～ 2031年10月9日	薬機法	同法第75条

(2) J-Adviser 契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を

経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は

一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑫株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑬反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑭その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(注) 2025年6月30日開催の臨時株主総会決議により、2025年7月1日付で、普通株式100株を1単元とする単元株制度を導入する定款の変更を行っております。2025年5月29日開催の取締役会決議により、2025年7月1日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより、発行済株式総数は900,000株増加し、1,000,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(2024年11月26日 臨時株主総会決議)

区分	中間連結会計期間末現在 (2025年9月30日)	公表日の前月末現在 (2025年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,930	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,300(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,418(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2026年11月27日から 2034年11月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,418 資本組入額 709	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか(注)2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権発行時において当社取締役又は従業員若しくは当社子会社の従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。

②新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱い、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(注)3に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使期間の満了日までとする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得

「新株予約権の取得条項:①当社は、新株予約権の割当を受けた者が(注)3に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。②当社株主総会又は取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転に関する議案が承認された場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。」に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「資本金及び資本準備金に関する事項:①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金

の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から同①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。」に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年7月1日	900,000	1,000,000	—	10,000	—	10,000

(注) 2025年7月1日付で普通株式1株を10株に分割しており、発行済株式総数は900,000株増加し1,000,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2025年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
戸田 晃平	大阪府大阪市中央区	965,800	96.58
戸田 さおり	兵庫県芦屋市	34,000	3.40
森下 雄司	兵庫県芦屋市	200	0.02
計	—	1,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,000,000	10,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

- (注) 1. 2025年5月29日開催の取締役会の決議により2025年7月1日付で普通株式1株を10株に分割しております。この結果、完全議決権株式数(その他)及び発行済株式総数はそれぞれ1,000,000株となっております。
2. 2025年7月1日付で定款変更を行い、普通株式100株を1単位とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月
最高 (円)	—	—	—	—	1,450	—
最低 (円)	—	—	—	—	1,450	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 2025年10月7日以前は非上場にて売買実績はありません。
3. 2025年11月は売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前回の発行者情報を公表した2025年9月12日以降、本発行者情報公表日までにおいて役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、前中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人FRIQにより期中レビューを受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,142,519	1,150,261
売掛金	131,625	127,353
商品	289,766	278,190
その他	63,077	93,125
流動資産合計	1,626,989	1,648,931
固定資産		
有形固定資産		
建物	40,657	21,967
減価償却累計額	△19,208	△1,354
建物(純額)	21,449	20,613
その他	80,286	57,371
減価償却累計額	△69,660	△49,143
その他(純額)	10,626	8,228
建設仮勘定	808	—
有形固定資産合計	32,884	28,842
無形固定資産		
ソフトウェア	75,556	65,753
ソフトウェア仮勘定	—	34
その他	0	0
無形固定資産合計	75,556	65,787
投資その他の資産		
投資有価証券	840,607	634,759
繰延税金資産	45,428	46,772
その他	57,862	49,512
貸倒引当金	△17,282	△8,630
投資その他の資産合計	926,615	722,413
固定資産合計	1,035,055	817,043
資産合計	2,662,045	2,465,975

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,154	16,771
短期借入金	※ 100,000	※ 100,000
1年内返済予定の長期借入金	379,996	379,996
未払法人税等	7,344	905
契約負債	31,540	48,790
賞与引当金	—	3,549
資産除去債務	—	11,520
その他	60,112	47,315
流動負債合計	595,147	608,847
固定負債		
長期借入金	936,679	596,681
リース債務	402	—
資産除去債務	11,520	—
その他	102,239	102,239
固定負債合計	1,050,840	698,920
負債合計	1,645,987	1,307,767
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	6,746	6,746
利益剰余金	1,068,477	1,151,201
株主資本合計	1,085,223	1,167,947
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△69,166	△9,740
その他の包括利益累計額合計	△69,166	△9,740
純資産合計	1,016,057	1,158,207
負債純資産合計	2,662,045	2,465,975

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	※1 1,857,938
売上原価	1,539,158
売上総利益	318,780
販売費及び一般管理費	※2 242,471
営業利益	76,308
営業外収益	
受取利息	16,256
為替差益	1,607
投資有価証券売却益	7,547
投資事業組合運用益	5,301
その他	2,576
営業外収益合計	33,289
営業外費用	
支払利息	4,146
固定資産除却損	3,130
投資有価証券評価損	18,322
その他	1,268
営業外費用合計	26,868
経常利益	82,729
税金等調整前中間純利益	82,729
法人税、住民税及び事業税	988
法人税等調整額	△982
法人税等合計	6
中間純利益	82,723
非支配株主に帰属する中間純利益	—
親会社株主に帰属する中間純利益	82,723

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	82,723
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	59,426
その他の包括利益合計	59,426
中間包括利益	142,150
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	142,150
非支配株主に係る中間包括利益	—

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	82,729
減価償却費	16,238
固定資産除却損	3,130
投資有価証券評価損	18,322
投資有価証券売却益	△7,547
受取利息及び受取配当金	△16,256
支払利息	4,146
為替差損益（△は益）	△5
投資事業組合運用損益（△は益）	△5,301
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△8,652
売上債権の増減額（△は増加）	4,272
棚卸資産の増減額（△は増加）	11,521
仕入債務の増減額（△は減少）	617
契約負債の増減額（△は減少）	17,250
その他	△28,720
小計	91,745
利息及び配当金の受取額	14,749
利息の支払額	△4,146
法人税等の支払額	△7,690
営業活動によるキャッシュ・フロー	94,657
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△5,558
投資有価証券の取得による支出	△20,000
投資有価証券の売却による収入	279,439
投資活動によるキャッシュ・フロー	253,881
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△339,998
その他	△804
財務活動によるキャッシュ・フロー	△340,802
現金及び現金同等物に係る換算差額	5
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	7,742
現金及び現金同等物の期首残高	1,142,519
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,150,261

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※ 当社及び連結子会社（光成薬品株式会社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
当座貸越極度額の総額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	100,000千円	100,000千円
差引額	300,000千円	300,000千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
役員報酬	40,940千円
給料手当	50,936
賞与引当金繰入額	3,549
地代家賃	20,070

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
現金及び預金勘定	1,150,261千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	1,150,261

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	医薬品卸売事業		合計
	国内	海外	
外部顧客への売上高	1,495,296	362,641	1,857,938

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは医薬品卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	82円72銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	82,723
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	82,723
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であったことから、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は2025年7月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。この株式分割が当中間連結会計期間の期首に行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 12 月 24 日

ク リ ニ フ ァ ー 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

監 査 法 人 F R I Q
東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

佐藤 稔幸

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

遠藤 基弘

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクリニファー株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリニファー株式会社及び連結子会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上